

2017.5.15 05:30

【衝撃事件の核心】「ここで腹切るわ！」キレた市議がテレビ局で `切腹未遂、騒動 政活費報道めぐり直談判 不可解な市幹部同行

テレビ局の中で「俺はここで腹切るわ!」と懐から包丁を取り出したのは、20年近いキャリアを持つ現職のベテラン市議だった。4月下旬、大阪市福島区の朝日放送で包丁を出したとして、銃刀法違反の疑いで大阪府富田林市の左近憲一前市議(70) =5月12日付で辞職許可=が現行犯逮捕された。自身の政務活動費(政活費)をめぐる報道に不満を持ち続け、同社の報道局幹部と直談判中に `切腹、を図ろうとして取り押さえられたというお粗末な話。もともと「激高しやすい性格」だったという。一方、同社との話し合いには市職員3人も公務で同行。政活費問題に「市も住民訴訟でかかっているから」というのが理由だが、市議の報道機関への抗議に市職員が随行することは果たして公務なのか…。

DVD提出にキレた?

朝日放送や大阪府警福島署によると、発端は平成27年1月と3月、同社のニュース番組「キャスト」の報道。左近前市議が交通安全を呼びかける文言とともに、自身の名前を書いた看板の設置に政活費を使っていたことを問題視した内容だった。以降、左近前市議からは「事実と違う」などとして電話や来社による抗議が複数回あったという。

ただ、左近前市議の周辺によると、報道から事件までの約2年間、左近前市議と朝日放送の間に延々とトラブルが続いていたわけではなかった。引き金になったのは、地元の「南河内オンブズマン」が大阪地裁に起こした政活費をめぐる住民訴訟の証拠品だった。

オンブズマンは27年9月、「複数の富田林市議が政活費を違法に使っている」として、市長に対し、政活費を使った左近前市議らに「違法支出分」を返還させるよう求める訴訟を起こしていた。期間は22~26年度で、対象は市議会6党派と3人の市議。本来の使い道から外れ、違法に支出されたとする政活費の額は総額約7千万円に上る。

訴訟が進む中、オンブズマンが証拠品の一つとして地裁に提出したのが、発端となったニュース番組を録画したDVDだった。これは朝日放送が提供したものでなかった。

左近前市議は今年3月下旬ごろ、弁護士を通じてDVDの存在を知ったという。左近前市議の言い分とすれば、「事実と違う。捏造(ねつそう)ではなにか」としていた内容が、証拠として地裁に提出されることに怒りを感じたわけだ。

議論は平行線、突如包丁を…

そうして迎えた事件当日の4月21日。左近前市議は朝日放送へ市の公用車で向かった。なぜか、松田貴仁・市長公室長と2人の幹部級職員も、左近前市議の要望に応じて同行していた。松田公室長によると、事件を起こす前の左近前市議は、興奮するなど不審な動きは特段なかったという。

朝日放送の報道局幹部2人と、1階エントランスのテーブルを挟んで話し合いが始まったのが午後3時ごろ。左近前市議はこう話したとされる。

「放送によって精神的にも肉体的にもダメージを受けた。放送に携わる者として、そうしたことを分かってもらえないのか」

問題の放送があったのは27年4月の市議選(統一地方選)直前というタイミングだった。左近前市議はこの市議選で1800票以上を集め、24人中9位(定数19)で無事5選を果たしたが、前回選挙からは500票余りも票を減らしていた。放送が選挙に影響を与えた可能性もあるとして、朝日放送側に謝罪を求めようとしたのかもしれない。

一方、朝日放送側の説明は「事実を適切に報道した」の一点張り。左近前市議は、自分としては不本意な映像が裁判に証拠として提出された-という理屈で抗議を続けたが、話は平行線をたどるだけだった。

「自分がこれだけ一生懸命、何回も説明しているのに、あんたら聞く耳持たんのか!」

話し合いから15分ほど経って次第に興奮してきた左近前市議は、上着の内側に隠していた「タオルで包まれた何か」(松田公室長)を右手で取り出し、テーブルの上に置いた。タオルの中から姿を見せたのは、刃渡り約18センチの文化包丁だった。

「そしたら俺はここで腹切るわ!」

左近前市議はそう叫び、左手で包丁を持ち上げたが、隣にいた松田公室長がすぐさま制止。即座に呼ばれた警備員も「落ち着いてください」と促したが、左近前市議は「俺は落ち着いている。(他者に)危害を加えようと思っているんじゃない。俺は腹切ろうと思っただけや」と興奮冷めやらぬ様子で応じた。

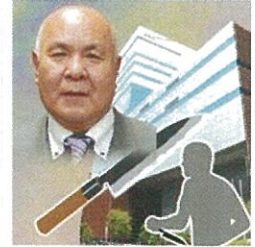
「なかなか、(包丁を)離してくれませんでしたよ…」と振り返る松田公室長。警備員らに取り押さえられた左近前市議は110番で駆けつけた福島署員に、正当な理由なく包丁を携帯していたとして現行犯逮捕された。

市幹部同行「なぜ公務」

逮捕後、左近前市議は取り調べに「(朝日放送に)文書を提出した後、腹を切るつもりだった」と素直に容疑を認めた。朝日放送広報部は「報道にかかわる話し合いの中で暴力的な行為がなされたことは誠に遺憾」とのコメントを出した。

それにしても、なぜ市の幹部職員が左近前市議に同行していたのか。

松田公室長は放送があった当時、秘書課長などとして報道対応にあたったほか、他の幹部職員2人も事情を知る立場にあった。こうした背景もあって左近前市議から同行を求められたという。



朝日放送で報道局幹部と面談中、突如懐から包丁を取り出して現行犯逮捕された大阪府富田林市の左近憲一前市議。自らの政務活動費をめぐる報道に対して抗議していたというが…

見方によっては、複数の市幹部が訪れることで「市側が圧力をかけている」ようにも解釈できる。逮捕当日の夜、松田公室長らは報道陣から「なぜ同行したのか」「どこが公務なのか」と追及を受けた。

これに対し、松田公室長は「当時の状況を正確に説明するため同行した。（左近前市議を）援護する目的はない」と繰り返し主張した。朝日放送との話し合いは、市長が訴えられている住民訴訟が関係しており、公務として同行しても「問題ない」という姿勢を貫き続けた。

左近前市議と朝日放送の話し合いと同様、市と報道陣のやり取りも平行線をたどるばかりだった。

「落ち着いてから話す」

議会事務局によると、左近前市議は11年に初当選し現在5期目。自民会派の幹事長を務め、20年5月から1年間議長も務めたベテランだ。一方、市議会で「それは違うやろ!」と声を荒らげるなど、激昂しやすい性格も指摘されていた。

事件当日、自民党大阪府連は党紀委員会を開き、左近前市議の除名処分を決定。「今回の事案に対し遺憾の意を表明するとともに、強い憤りを感じる。議員本人に対し猛省を促したい」とするコメントを出した。

5月2日、大阪商裁は罰金10万円の略式命令を出し、左近前市議は釈放された。

釈放当日、左近前市議は憔悴きった様子で取材に応じ、「今は（取材は）やめてほしい。落ち着いてから話をする」とだけ語った。いつ自らの口で切腹未遂、騒動を説明するのだろうか。

朝日放送で富田林元市議、抗議中に包丁

職員同行「公務扱い」なぜ



事件があった朝日放送の玄関ホール＝4月21日、大阪市福島区

自身の政務活動費をめぐる報道への抗議のために訪れた朝日放送（大阪市福島区）で、大阪府富田林市議だった左近憲一氏（70）が罰金10万円の略式命令、今月12日付で辞職が包丁を取り出した事件では、富田林市幹部3人が同席していた。平日の日中、説明補助の立場で「公務」扱いで出張していたという。

市側「裁判当事者、報道知る必要」

住民 人件費の返還求め、監査請求

4月21日午後3時過ぎ、朝日放送の玄関ホールで報道局幹部2人が抗議に反対していた。左近氏が「腹を切る」と言い、ジャケットの内ポケットから包丁を取り出した。その手を封じたのは同席した市幹部の一人、松田貴仁・市長公室長（56）だった。警備員が取り押さえ、警察官に引き渡した。

松田室長によると、事件の10日ほど前、左近氏から電話で「朝日放送に行くねんけど一緒に行くか」と依頼を受けたという。事前に3人の公務扱いの出張が許可された。左近氏と3人は公用車と一緒に乗り、朝日放送に向かった。松田室長が運転したという。抗議の対象は、2015年1月と3月の報道。自身の名前入りの交通安全看板を13年度の政務活動費で作成、公職選挙法違反の疑い

を指摘されているなどと実名で報じた。

交通看板の設置などについての朝日放送の報道番組の録画が今年3月、大阪地裁堺支部で係争中の住民訴訟の証拠として提出され、採用された。訴訟の原告は地元のおんブズマンで、被告は市長。原告側が証拠申請した。左近氏を含め19議員分の10～14年度の政務費で不適切な使用があったとして、計約7千万円を返還させるよう求めている。

同席した市幹部3人は説明を補足するために同席したと主張。抗議を補助するつもりはなかったという。松田室長は「裁判で訴えられているのは市。状況を正確に説明することは公務性がある」。多田利喜市長も「裁判の証拠となった報道について市も深く知る必要があった。詳しく確認することは公務」と話す。一方、政活費や地方議会の問題に詳しい全国市民オンプズマン連絡会議事務局長の新海聡弁護士（愛知県

弁護士会）は「今回の事件は言論の自由に対する圧力行為。同行させることは職員のみ物化だ。市が敗訴した場合、市と議員は利害対立する立場になる可能性を考えれば、議員と同席することは不適切」と批判する。地元のおんブズマンは今月1日、松田室長ら3人の人件費、放送局への往復費用の返還を求めるよう、市に住民監査請求をした。

左近氏は15日、朝日新聞の取材に応じた。「番組の構成について抗議し、朝日放送から検証が終わったという連絡を受けて聞きに行った。事件により有権者の信頼を裏切り、申し訳ない」と陳謝した。さらに、市幹部の同行については「市が裁判で訴えられているのだから適正だ。ただ、僕からお願したわけではなく、市側から一緒に行きましようか」と打診された」と説明した。一方、松田室長は「市側から同行を打診したことはない」と話した。（渡辺元史



様式第 1 号

情報開示請求書

平成 29 年 5 月 22 日

富田林市長 様

請求者 住所 富田林市 富田林町 8-28
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
 南河内 オンブズマン
 氏名 中山 佑子 山田 勤
 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話 (090) 3703 - 3693

富田林市情報公開条例第 8 条の規定により、下記のとおり情報の開示を請求します。

記

<p>請求する情報の 件名または内容</p>	<p>(情報が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。) 平成 24 年 4 月 から 現在 に 至る までの 公用車 使用簿 ドライブレコーダー (1 冊 1 年 限 平成 24. 25 年 1 冊) 出張命令。 公務 か 否 か が わかる 書類 等。 (市長 さま に 使用 可 研.)</p>
<p>開示の方法</p>	<p>(該当する□にレ印を付けて下さい。) <input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (送付)</p>
<p>請求の目的</p>	<p>(記入は任意ですが、情報の特定等に必要ですのでご協力ください。) 公用車 の 使用 が 公務 か 否 か を 調査 する ため</p>
<p>所 管 課</p>	<p>(記入は不要です。)</p>